

# 建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

「登記上の所在地」と「事実上の所在地」が異なる場合は、2段書きする。  
(例) (登記上の所在地)〇〇〇〇〇〇  
(事実上の所在地)〇〇〇〇〇〇  
なお、その他の箇所には事実上の住所のみを記載する。

枠内は記入しない

不要なものを消すこと。

和歌山県和歌山市小松原通1-1  
(株)鈴木組  
申請者 代表取締役 鈴木 太郎

代理人 行政書士 山田 信夫

職印

行政庁側記入欄

大臣 国土交通大臣 和歌山県知事

許可番号 01

申請の区分 02

申請年月日 03 令和 00 年 00 月 00 日

許可年月日 11 13 15 日

今回の申請と併せ、既に受けている建設業の全部を更新し許可日を一つにまとめる場合は「1」、それ以外は「2」を入れる。

許可の有効期間の調整 (1. する 2. しない)

新規・許可換え新規の場合は上段のみ記載する。

許可を受けようとする建設業 04 22 1

申請時において既に許可を受けている建設業 05 22 1

商号又は名称のフリガナ 06 スズキグミ

商号又は名称 07 (株)鈴木組

代表者又は個人の氏名のフリガナ 08 スズキ タロウ

代表者の氏名 09 鈴木 太郎

主たる営業所の所在地 10 和歌山県 和歌山市

主たる営業所の所在地 11 小松原通1-1

郵便番号 12 640-8585

電話番号 10 073-441-3064

ファックス番号 073-428-1810

資本金額又は出資総額 4 5 10 (千円)

法人又は個人の別 13 1 (1. 法人 2. 個人)

兼業の有無 14 1 (1. 有 2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類 宅地建物取引業

建設業以外に営業している業務があれば記載する。

法人の場合、法人番号(13ケタ)を記載する。

左詰めで記載する。

姓と名の間を1マス空ける。

・丁目、番地等は「-」(ハイフン)で記載。大字は記入しない。  
(例) 大字湯浅2355番地1→湯浅2355-1  
・登記と事実上の所在地が異なる場合、「事実上の所在地」を記載する。

許可換えの区分 15 1 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

大臣知事コード

旧許可番号 16 01

国土交通大臣 和歌山県知事 許可 (一般- 特) 第 00000000 号

旧許可年月日 11 13 15 日

法人番号 13 1234567890123

建設業以外に営業している業務があれば記載する。

許可換え申請の場合のみ記入

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先 連絡照会のため、必ず記載すること。

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号





更新申請のみを行う場合、別紙二（１）の代わりに提出

## 営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 た る 所	本店	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 (073) 441-3064	土、建、と	電
	橋本営業所	〒648-8541 橋本市市脇4-5-8 (0736) ××-××××	建	電
従 た る 営 業 所	当該営業所において営業しようとする建設業を特定建設業と一般建設業に区して記入			

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

### 営業所技術者等一覧表

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	モリタ イチロウ 森田 一郎	土-9、と-9 建-9	13 37
本店	オオガネ ジロウ 大金 二郎	電-7	55
橋本営業所	マツモト サブロウ 松本 三郎	建-9 電-7	20 55

様式第一号別紙二(1)又は(2)に記載した営業所の名称をすべて記載する。

営業所技術者等として担当する業種について、業種の略号とハイフンに続けて、次の分類に従い該当する数字を記載する。

営業所技術者等として担当する業種に対応する資格や実務経験等を「有資格区分」によりコードで記載する。

一般建設業の場合  
 「1」…法第7条第2号イ該当(指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験)  
 「4」…法第7条第2号ロ該当(10年以上の実務経験)  
 「7」…法第7条第2号ハ該当(国家資格者等)

特定建設業の場合  
 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ(2年以上の指導監督の実務経験)該当  
 「3」…法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)  
 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当  
 「6」…法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)  
 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当  
 「9」…法第15条第2号イ該当(国家資格者等)

様式第三号（第二条、第十三条の二、第七十三条の三関係）

許可を受けている業種、許可を受けようとする業種  
直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものに○

決算期から直前3年間を記載。

(税込・税抜) 単位：千円

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	とび・土工工事	電気工事		
第 期 平成29年 1月 1日から 平成29年12月31日まで	元 請	公共	10,000	10,000	10,000	10,000		40,000
		民間	10,000	10,000	10,000	10,000		40,000
	下 請		10,000	10,000	10,000	10,000		40,000
	計		30,000	30,000	30,000	30,000		120,000
第 期 平成30年 1月 1日から 平成30年12月31日まで	元 請	公共	11,000	11,000	11,000	11,000		44,000
		民間	11,000	11,000	11,000	11,000		44,000
	下 請		11,000	11,000	11,000	11,000		44,000
	計		33,000	33,000	33,000	33,000		132,000
第 期 平成31年 1月 1日から 令和元年12月31日まで	元 請	公共	1,219,000	0	37,695	0		1,256,695
		民間	0	68,292	0	15,036		83,328
	下 請		82,154	0	14,343	0		96,497
	計		1,301,154	68,292	52,038	15,036		1,436,520
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	22人	7人	9人	38人
橋本営業所	5人	2人	2人	9人
合計	27人	9人	11人	47人

様式第一号別紙二(1)又は(2)に記載した全ての営業所を記載する。

有資格者、実務経験者

・建設業に従事している使用人(雇用期間を限定することなく雇用された者)の数を記載する。  
 ・法人にあつては代表権を有する役員、個人にあつては事業主を含む。ただし法人の監査役は除く。  
 ・日雇い等、兼業部門に従事する者は除く。

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

# 誓 約 書

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$  の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

不要なものを消すこと。

令和 年 月 日

~~申 請 者~~  
~~譲 受 人~~  
~~合併存続法人~~  
~~分割承継法人~~

~~地方整備局長~~  
~~北海道開発局長~~  
 和歌山県知事 殿

対象となる者が複数ある場合は、全員の連名で記名を行う。

## 記載要領

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、 $\left[ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right]$ 、 $\left[ \begin{array}{l} \text{地方整備局長} \\ \text{北海道開発局長} \\ \text{知事} \end{array} \right]$  については不要なものを消すこと

### 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

代表取締役、取締役、事業主、支配人等の経験年数に記載された期間の役職名を記載する。

不要なものを消すこと。

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ(1)(2)(3)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	取締役	証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」と記載する。
経験年数	平成15年10月から平成24年3月まで 満8年6月	証明者は原則として証明する期間に在職していた法人の代表者又は個人事業主。やむを得ない理由(会社の倒産等)により上記の者が証明できない場合は、理由を備考欄に記入し、当該事実を証明できる者(当時の役員等)の証明が必要。
証明者と被証明者との関係	役員	
備考	常勤役員等としての経験を有した期間を記載する。期間は、証明者が証明できる期間とする。(満〇年〇月については、月の初日から又は末日までの証明ができない場合は、1カ月片落として、経験年数を記載する。)	

令和 年 月 日

証明者が申請者以外の建設業者である場合には、当該建設業者の「許可番号」「許可年月日」「許可業種」を備考欄に記載する。

和歌山県和歌山市小松原通1-1 (株)鈴木組 代表取締役 鈴木 太郎 証明者

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員本人の支配人)で第7条第1号イ(1)(2)(3)に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道開発局長 和歌山県知事 殿

不要なものを消すこと。

和歌山県和歌山市小松原通1-1 (株)鈴木組 代表取締役 鈴木 太郎 申請者 届出者

許可申請書に添付する場合は下段を、それ以外は上段を消す。

申請又は届出の区分 項番 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

右詰めで記載し、左余白は必ず「0」で埋める。

更新、業種追加、般特新規等で従前の常勤役員等に変更がない場合は「3」を入れる。

大臣コード 国土交通大臣 和歌山県知事

変更又は追加の場合、必ず記載する。 国土交通大臣 許可(般-2)第00039996号

許可年月日 平成23年05月29日

許可番号 1 8 3 0

不要なものを消すこと。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 スズ

氏名 2 0 鈴木 次郎

住所 和歌山市小松原通1-1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 S 2 0 年 0 9 月 2 5 日

◎【変更前】

申請又は届出の区分が「2.変更」の場合、記載すること

氏名 2 1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

申請時の職名を記載する。(代表取締役、取締役、事業主、支配人など)

現住所	和歌山市小松原通1-1		
氏名	鈴木 次郎	生年月日	昭和20年 9月 25日生
職名	代表取締役(常勤)		
職歴	期 間	従事した職務内容	
	自 昭和43年 4月 1日	株式会社 鈴木組 入社 本店営業部勤務	
	至 平成11年 3月 31日		
	自 昭和57年 4月 1日	株式会社 鈴木組 営業課長	
	至 平成元年 9月 30日		
	自 平成元年 10月 1日	株式会社 鈴木組 取締役営業部長(常勤)	
	至 平成11年 3月 31日		
	自 平成11年 4月 1日	株式会社 鈴木組 取締役常務(常勤) 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		氏 名 鈴木 次郎	

※この様式は、常勤役員等(様式第七号の二)について記載する。

現在に至るまでの職歴を記載する。  
特に建設業に関することはすべて記載する。  
他の許可業者の役員にも在籍している場合は、その旨記載する。  
常勤・非常勤の変更も明記する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載すること。  
該当ない場合は、「なし」と記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書  
(第一面)

取締役・執行役・総務部長・支店長等  
経営業務を補佐した経験年数に記載  
された期間の役職名を記載する。

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ<sup>(1)</sup><sub>(2)</sub>に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 総務部長  
経験年数 平成15年 10月から 平成24年 3月まで 満 8年 6月

証明者と被証明者との関係 役員 ← 証明者が法人の場合は「役員」、個人の場合は「本人」と記載する。

備考 経営業務の補佐を行った経験を有した期間を記載する。  
期間は、証明者が証明できる期間とする。  
(満〇年〇月については、月の初日から又は末日までの証明ができない場合は、1カ月片落として、経験年数を記載する。)

証明者は原則として証明する期間に在職していた法人の代表者又は個人事業主。やむを得ない理由(会社の倒産等)により、上記の者が証明できない場合は、理由を備考欄に記入し、当該事実を証明できる者(当時の役員等)の証明が必要。

令和 年 月 日

証明者が申請者以外の建設業者である場合には、当該建設業者の「許可番号」「許可年月日」「許可業種」を【備考】欄に記載する。

和歌山県和歌山市小松原通1-1  
(株)鈴木組  
代表取締役 鈴木 太郎  
証明者

(2) 下記の者は、許可申請者<sup>(1)</sup><sub>(2)</sub>の常勤の役員  
本人  
の支配人  
で第7条第1号ロ<sup>(1)</sup><sub>(2)</sub>に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
和歌山県知事  
殿  
← 不要なものを消すこと。

申請者  
届出者

許可申請書に添付する場合は下段を、それ以外は上段を消す。

申請又は届出の区分 項番 3  
1 7  
(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

更新、業種追加、般特新規等で従前の常勤役員等に変更がない場合は「3」を入れる。

変更の年月日 令和 年 月 日  
右詰めで記載し、左余白は必ず「0」で埋める。

大臣コード 3  
許可番号 1 8 3  
国土交通大臣 和歌山県知事 許可(般特-2) 第 0 0 3 9 9 6 号  
許可年月日 令和 2 3 年 0 5 月 2 9 日

変更又は追加の場合、必ず記載する。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 スズ  
氏名 2 0 鈴木 次郎  
住所 和歌山市小松原通1-1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日 S 2 0 年 0 9 月 2 5 日

◎【変更前】

申請又は届出の区分が「2.変更」の場合、記載すること

氏名 2 1  
生年月日 年 月 日

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

(第二面)

申請書(届出者)で5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有する者について記載すること。

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

地方整備局長  
北海道開発局長  
和歌山県知事 殿

許可申請書に添付する場合は下段を、それ以外は上段を消す。

和歌山県和歌山市小松原通1-1  
(株)鈴木組  
代表取締役 鈴木 太郎

申請者  
届出者

役職名等 総務部長

経験年数に記載された期間の役職名を記載する。

経験年数 平成15年 10月から平成24年 3月まで 満3年6ヶ月

証明者と被証明者との関係 従業員

経營業務の補佐を行った経験を有した期間を記載する。  
期間は、証明者が証明できる期間とする。  
(満〇年〇月については、月の初日から又は末日までの証明ができない場合は、1カ月片落として、経験年数を記載する。)

備考

申請又は届出の区分 2 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

変更又は追加の場合、必ず記載する。

大臣コード

右詰めで記載し、左余白は必ず「0」で埋める

更新、業種追加、般特新規等で従前の常勤役員等を補佐する者に変更がない場合は「3」を入れる。

許可番号 2 3 3

国土交通大臣 和歌山県知事 許可(般特- )第 5 号

許可年月日 令和 年 月 日

不要なものを消すこと。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 スズ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 5 鈴木次郎

生年月日 S 2 0 年 0 9 月 2 5 日

住所 和歌山市小松原通1-1

◎【変更前】

申請又は届出の区分が「2.変更」の場合、記載すること

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 6

生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

申請書(届出者)で5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有する者について記載すること。

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

許可申請書に添付する場合は下段を、それ以外は上段を消す。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

地方整備局長  
北海道開発局長  
和歌山県知事 殿

経験年数に記載された期間の役職名を記載する。

申請者  
届出者

和歌山県和歌山市小松原通1-1  
(株)鈴木組  
代表取締役 鈴木 太郎

役職名等 総務部長

経験年数 平成15年 10月から 平成24年 3月まで 満 8年 6月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考

経営業務の補佐を行った経験を有した期間を記載する。  
期間は、証明者が証明できる期間とする。  
(満〇年〇月については、月の初日から又は末日までの証明ができない場合は、1カ月片落として、経験年数を記載する。)

申請又は届出の区分 2 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

変更又は追加の場合、必ず記載する。

大臣  
知事 コード

右詰めで記載し、左余白は必ず「0」で埋める

更新、業種追加、般特新規等で従前の常勤役員等を補佐する者に変更がない場合は「3」を入れる。

許可番号 2 3 3

国土交通大臣 和歌山県知事 許可 (般特) 第 5 号

許可年月日 令和 年 月 日

不要なものを消すこと。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 8 スズ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 9 鈴木次郎

生年月日 S 2 0 年 0 9 月 2 5 日

住所 和歌山市小松原通1-1

◎【変更前】

申請又は届出の区分が「2.変更」の場合、記載すること

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 3 0

生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

申請書(届出者)で5年以上の建設業の業務管理の業務経験を有する者について記載すること。

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

地方整備局長  
北海道開発局長  
和歌山県知事

殿

役職名等 総務部長

経験年数 平成15年 10月から 平成24年 3月まで 満 8年 6月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考

許可申請書に添付する場合は下段を、それ以外は上段を消す。

経験年数に記載された期間の役職名を記載する。

令和 年 月 日  
和歌山県和歌山市小松原通1-1  
(株)鈴木組  
代表取締役 鈴木 太郎

申請者  
届出者

経營業務の補佐を行った経験を有した期間を記載する。  
期間は、証明者が証明できる期間とする。  
(満〇年〇月については、月の初日から又は末日までの証明ができない場合は、1カ月片落として、経験年数を記載する。)

申請又は届出の区分 3 1 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

変更又は追加の場合、必ず記載する。

大臣コード

右詰めで記載し、左余白は必ず「0」で埋める

更新、業種追加、般特新規等で従前の常勤役員等を補佐する者に変更がない場合は「3」を入れる。

許可番号

2 3 3

国土交通大臣  
和歌山県知事

許可(般特)第 5 1 0 1 0 1 0 号

許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

不要なものを消すこと。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記載する。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

3 2 スズ

氏名

3 3 鈴木 次郎

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 13 14 2 0 年 16 18 0 9 月 2 5 日

住所

和歌山市小松原通1-1

◎【変更前】

申請又は届出の区分が「2.変更」の場合、記載すること

氏名

3 4

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 年 16 18 月 2 5 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

### 常勤役員等の略歴書

申請時の職名(常勤)を記載する。(代表取締役、取締役、事業主、支配人など)

現住所	和歌山市小松原通1-1		
氏名	鈴木 次郎	生年月日	昭和20年 9月 25日生
職名	取締役(常勤)		
職歴	期 間	従事した職務内容	
	自 昭和43年 4月 1日	株式会社 鈴木組 入社 本店営業部勤務	
	至 平成11年 3月 31日		
	自 昭和57年 4月 1日	株式会社 鈴木組 営業課長	
	至 平成元年 9月 30日		
	自 平成元年 10月 1日	株式会社 鈴木組 取締役営業部長(常勤)	
	至 平成11年 3月 31日		
	自 平成11年 4月 1日	株式会社 鈴木組 取締役常務(常勤) 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
自 年 月 日			
自 年 月 日			
自 年 月 日			
自 年 月 日			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		氏 名 鈴木 次郎	

※この様式は、常勤役員等(様式第七号の二)について記載する。

現在に至るまでの職歴を記載する。  
特に建設業に関することはすべて記載する。  
他の許可業者の役員にも在籍している場合は、その旨記載する。  
常勤・非常勤の変更も明記する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載すること。  
該当ない場合は、「なし」と記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

申請時の職名(常勤)を記載する。

現住所	和歌山市小松原通1-1		
氏名	鈴木 次郎	生年月日	昭和20年 9月 25日生
職名	執行役(常勤)		
職歴	期 間	従事した職務内容	
	自 昭和43年 4月 1日	株式会社 鈴木組 入社 本店営業部勤務	
	至 平成11年 3月 31日		
	自 昭和57年 4月 1日	株式会社 鈴木組 営業課長	
	至 平成元年 9月 30日		
	自 平成元年 10月 1日	株式会社 鈴木組 支店長	
	至 平成11年 3月 31日		
	自 平成11年 4月 1日	株式会社 鈴木組 執行役 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		氏 名 鈴木 次郎	

※この様式は、常勤役員等を直接に補佐する者(様式第七号の二)について記載する。

現在に至るまでの職歴を記載する。  
特に建設業に関することはすべて記載する。  
他の許可業者の役員にも在籍している場合は、その旨記載する。  
常勤・非常勤の変更も明記する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載すること。  
該当ない場合は、「なし」と記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

## 健康保険等の加入状況

いずれかに○をつける。

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開港局長  
和歌山県知事 殿

不要なものを消すこと

加入状況に変更があつた場合に届出必要（従業員数のみの変更の場合は届出不要）。

申請者  
届出者 \_\_\_\_\_

許可年月日

許 可 番 号 国土交通大臣 許可（ 般 特 \_\_\_\_\_ ） 第 \_\_\_\_\_ 号 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	38人 ( 3人 )	1	1	1	健康保険	99-〇〇〇99999
					厚生年金保険	99-〇〇〇99999
					雇用保険	99-9-99-999999-999
橋本営業所	9人 ( 1人 )	1	1	1	健康保険	00-△△△00000
					厚生年金保険	00-△△△00000
					雇用保険	00-0-00-999999-999
	( 人 )				健康保険	
	( 人 )				厚生年金保険	
	( 人 )				健康保険	
	( 人 )				厚生年金保険	
合計	47人 ( 4人 )					

営業所一覧表に記載した順に記載する。

役員又は個人事業主を含め全ての従業員数を記載し、( )内に役員又は個人事業主の人数を内数として記載する。

適用事業所、適用事業の届出を行っている場合...1  
適用が除外される場合...2  
一括適用の承認に係る営業所...3

1 健康保険...事業所整理番号及び事業所番号を記載する。  
2 厚生年金保険...事業所整理番号及び事業所番号を記載する。  
※協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入しているときは、「健康保険」・「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記載  
※健康保険組合に加入している場合は、「健康保険」の欄には組合名を記載する。(例 〇〇健康保険組合)  
3 雇用保険...労働保険番号を記載

※改正建設業法が令和2年10月1日より施行され、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行うことが許可要件になりましたので、ご注意ください。



# 実務経験証明書

下記の者は、**内装仕上** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

実務経験を証明する業種を記載する。

証明者は、証明期間内に被証明者が在籍していた法人又は個人事業主。使用者の証明が倒産等により得られない場合のみ、自己証明でも可。

和歌山市小松原通1-1  
株式会社 鈴木組  
代表取締役 鈴木 太郎

「事業主」「現場監督」などの職名を具体的に記載する。

実際に雇用されていた期間を記載する。

証 明 者

被証明者との関係 社員 ← 証明者の立場から見た被証明者との関係を記載する。

技術者の氏名	和歌山 太郎	生年月日	S25. 6. 20	使用された期間	58年4月から 19年3月まで
使用者の商号又は名称	株式会社 鈴木組				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
係長	東船橋リゾートマンションインテリア工事 他			7年1月から7年12月まで	
係長	野原カントリークラブクラブハウスインテリア工事			8年1月から8年12月まで	
係長	山田カントリークラブクラブハウスインテリア工事 他			9年1月から9年12月まで	
係長	東船橋リゾートマンション防音工事 他			10年1月から10年12月まで	
係長	建設大学校校舎天井仕上げ工事			11年1月から11年12月まで	
工事課長	松浦邸床仕上及び壁張り工事			12年1月から12年12月まで	
工事課長	県立中央図書館防音工事 他			13年1月から13年12月まで	
工事課長	野原カントリークラブクラブハウ			14年1月から14年12月まで	
工事課長	小松原マンション防音工事			15年1月から15年12月まで	
工事課長	松山邸床仕上及び壁張り工事			16年1月から16年12月まで	
工事課長	和歌山マンション防音工事 他			17年1月から17年9月まで	
	使用者の証明を得られなかった場合、その理由を記載(例) ・平成〇年〇月〇日会社解散し、当時の役員とも連絡がとれないため ・平成〇年〇月〇日事業主死亡のため 等			年 月から 年 月まで	
	技能検定2級.....3年以上 ※平成16年4月以前合格者は1年以上			年 月から 年 月まで	
	地すべり防止工事.....1年以上 建築設備士.....1年以上 計装.....1年以上			年 月から 年 月まで	
	【特定建設業】 指導監督の実務経験(様式第十号)2年以上必要 ※指定建設業を除く			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	電気工事及び消防施設工事は、原則電気工事士免状、消防設備士免状等の資格がないとできない工事については、実務経験期間に算入できないので注意すること。			合計 満10年8月	

実務経験を得た当時の商号又は名称を記載する。

実務経験期間は、重複できない。実務経験期間内で証明できるのは、1業種のみ。実務経験年数は、1行につき1年まで記載できる。

### <実務経験必要年数>

#### 【一般建設業】

- 建設業法第7条第2号イ 大卒者(指定学科を修了).....3年以上 高卒者(指定学科を修了).....5年以上
- 建設業法第7条第2号ロ 上記以外.....10年以上
- 建設業法第7条第2号ハ 第二種電気工事士.....3年以上 電気主任技術者.....5年以上 電気通信主任技術者.....5年以上 給水装置工事主任技術者.....1年以上

- 技能検定2級.....3年以上
- ※平成16年4月以前合格者は1年以上
- 地すべり防止工事.....1年以上
- 建築設備士.....1年以上
- 計装.....1年以上

#### 【特定建設業】

指導監督の実務経験(様式第十号)2年以上必要  
※指定建設業を除く

月の初日から又は末日までの証明ができない場合は、1カ月片落として、経験年数を記載する。

#### 記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハに該当する建設業に属する者であること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

### 指導監督的実務経験証明書

下記の者は、内装仕上 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

指定建設業7業種(土・建・電・管・鋼・舗・園)以外

実務経験証明書記載例と同様

和歌山市小松原通1-1  
(株)鈴木組

証 明 者 代表取締役 鈴木 太郎

被証明者との関係 社員

記

技術者の氏名	和歌山 太郎		生年月日	S25.6.20	使用された	58年4月から
使用者の商号 又は名称	株式会社 鈴木組				期 間	16年4月まで
発注者名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数	
松浦 邦夫	46,000千円	工事課長	松浦邸床仕上げ及び壁張り工事		8年4月から 8年10月まで	
和歌山県	57,000千円	工事課長	県立中央図書館防音工事		8年11月から 9年3月まで	
近畿地方整備局	80,000千円	工事課長	建設大学校校舎床仕上工事		9年7月から 9年11月まで	
近畿地方整備局	49,000千円	工事課長	独身寮内装間仕切り工事		10年6月から 10年12月まで	
野原カントリークラブ	50,000千円	工事課長	野原カントリークラブハウス壁張り工事		11年1月から 11年6月まで	
	千円		経験の内容が明らかになるよう請負契約書より具体的に記載すること。		月 月	年 年
	千円		元請人として直接請け負った相手方の名称を具体的に記入する。		年 月	年 月
	千円		従事した工事現場において就いていた地位を記載する。		年 月	年 月
	千円		1件の請負代金が H6.12.28以降.....4,500万円以上 S59.10.1~H6.12.27...3,000万円以上 S59.10.1以前.....1,500万円以上 であるか。		年 月	年 月
	千円		工事施工期間は重複しないこと。 各経験年数の始まるの月は計算しないこと。		年 月	年 月
	千円		この証明書が必要となる技術者は、特定許可を申請する場合の技術者で、法第15条第2号の「ロ」に該当する場合に必要。		年 月	年 月
	千円				年 月	年 月
使用者の証明を得ることができない場合はその理由					2年以上必要	合計 満 2年 1月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

# 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 ○○年 ○○月 ○○日

営業所の名称	職名	フリガナ
橋本営業所	橋本営業所長	マツモト サブロウ 松本 三郎

様式第一号別紙二(1)又は(2)に記載されている営業所の順に記載する。

・建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書(様式第十三号)の職名と一致させる。  
 ・取締役と兼ねている場合は、「取締役 ○○ 営業所長」と記載する。

○建設業法施行令第3条に規定する使用人  
 様式第一号別紙二に記載した「従たる営業所」の代表者及び支配人。  
 建設工事の請負契約の締結及び履行に関して一定の権限を有する者。

許可申請者  $\left( \begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$  の住所、生年月日等に関する調書

申請者が法人の場合  
申請者が個人の場合

申請時の役名等を記載する。

住 所	和歌山市小松原通1-1			不要なものを消すこと。
氏 名	鈴木 太郎	生 年 月 日	昭和16年 2月 8日生	
役 名 等	代表取締役	(常勤)	常勤、非常勤の別を記載する。 （「株主等」については、常勤・非常勤の記載不要）	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし	建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載すること。 該当ない場合は、「なし」と記載する。	
			「顧問」、「相談役」及び「株主等」については、賞罰欄への記載及び署名は不要。	
上記のとおり相違ありません。				
	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	氏 名	鈴木 太郎	

記載要領

- 「  $\left( \begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$  」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

現 所	伊都郡かつらぎ町大谷1234		
氏 名	松本 三郎	生 年 月 日	昭和26年 9月 10日生
営 業 所 名	橋本営業所		
職 名	橋本営業所長（常勤） <small>常勤、非常勤の別を記載する。</small>		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	<small>建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載すること。該当ない場合は、「なし」と記載する。</small>
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		氏 名 松本 三郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

- 個人で支配人を置いている場合もこの様式が必要。
- 役員兼営業所長であればこの様式は省略可。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
鈴木 太郎	和歌山県和歌山市小松原通1-1	40,000株
鈴木 二郎	和歌山県和歌山市小松原通1-1	20,000株
森田 一郎	和歌山県和歌山市湊通丁北1-2-1	10,000株
鈴木 花子	和歌山県和歌山市小松原通1-1	4,000株

株式会社は株数、協同組合は出資の価額で記載する。  
（単位を必ず記載する。）

許可申請者が法人である場合に作成する。

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸 借 対 照 表

令和2年 9月30日 現在

(会社名) \_\_\_\_\_ (株) 鈴木組 \_\_\_\_\_

資 産 の 部

I 流 動 資 産		千円
現金預金		205,486
受取手形		132,355
完成工事未収入金		81,287
有価証券		
未成工事支出金		385,933
材料貯蔵品		53,431
短期貸付金		
前払費用		
繰延税金資産		2,000
その他		19,301
貸倒引当金	△	2,196
流動資産合計		877,598
II 固 定 資 産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	96,345	
減価償却累計額	△ 29,434	66,911
機械・運搬具	105,099	
減価償却累計額	△ 60,917	44,182
工具器具・備品	15,699	
減価償却累計額	△ 10,191	5,508
土地		49,378
リース資産		
減価償却累計額	△ _____	
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△ _____	
有形固定資産合計		165,981
(2) 無形固定資産		
特許権		
借地権		
のれん		

リース資産	.....	
その他	.....	678
無形固定資産合計	.....	678
(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	.....	3,102
関係会社株式・関係会社出資金	.....	2,700
長期貸付金	.....	
破産更生債権等	.....	
長期前払費用	.....	
繰延税金資産	.....	
その他	.....	19,495
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計	.....	25,297
固定資産合計	.....	191,957
III 繰延資産		
創立費	.....	
開業費	.....	
株式交付費	.....	
社債発行費	.....	
開発費	.....	
繰延資産合計	.....	0
資産合計	.....	1,069,555

合計は「0」の場合も記載する。

負債純資産合計と一致する。

#### 負債の部

I 流動負債		
支払手形	.....	331,825
工事未払金	.....	118,065
短期借入金	.....	3,000
リース債務	.....	
未払金	.....	
未払費用	.....	
未払法人税等	.....	24,400
繰延税金負債	.....	
未成工事受入金	.....	358,750
預り金	.....	2,319
前受収益	.....	2,017
引当金	.....	
その他	.....	
流動負債合計	.....	840,378

II 固定負債	
社債	
長期借入金	118,786
リース債務	
繰延税金負債	
引当金	2,409
負ののれん	
その他	
固定負債合計	121,195
負債合計	961,573

純資産の部

I 株主資本	
(1) 資本金	40,000
(2) 新株式申込証拠金	
(3) 資本剰余金	
資本準備金	
その他資本剰余金	
資本剰余金合計	0
(4) 利益剰余金	
利益準備金	
その他利益剰余金	5,000
準備金	
積立金	30,000
繰越利益剰余金	32,982
利益剰余金合計	67,982
(5) 自己株式	△
(6) 自己株式申込証拠金	
株主資本合計	107,982
II 評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	
(2) 繰延ヘッジ損益	
(3) 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計	0
III 新株予約権	
純資産合計	107,982
負債純資産合計	1,069,555

資産合計と一致する。

損 益 計 算 書

「直前3年の各事業年度における工事施工金額」(様式第三号)の合計と一致する。税抜、税込との差がある場合があります。

自 令和元年 10月 1日  
至 令和2年 9月 30日

会社名) (株) 鈴木組

I	売上高			千円
	完成工事高	1,436,520		
	兼業事業売上高		1,436,520	
II	売上原価			
	完成工事原価	1,250,190		
	兼業事業売上原価		1,250,190	
	売上総利益 (売上総損失)			
	完成工事総利益 (完成工事総損失)	186,330		
	兼業事業総利益 (兼業事業総損失)		186,330	
III	販売費及び一般管理費			
	役員報酬	25,080		
	従業員給料手当	52,713		
	退職金	501		
	法定福利費	3,253		
	福利厚生費	4,060		
	修繕維持費	575		
	事務用品費	2,571		
	通信交通費	7,321		
	動力用水光熱費	688		
	調査研究費			
	広告宣伝費	2,745		
	貸倒引当金繰入額			
	貸倒損失			
	交際費	8,978		
	寄付金			
	地代家賃	7,064		
	減価償却費	7,091		
	開発費償却			
	租税公課	2,392		
	保険料	1,264		
	雑費	6,857		
	営業利益 (営業損失)		133,157	
			53,172	

完成工事原価報告書の完成工事原価と一致する。

IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金	5,824	
	その他	1,563	7,387
V	営業外費用		
	支払利息	21,181	
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	その他		21,181
	経常利益（経常損失）		39,378
VI	特別利益		
	前期損益修正益		
	その他	4,550	4,550
VII	特別損失		
	前期損益修正損		
	その他	10,010	10,010
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）		33,918
	法人税、住民税及び事業税	13,000	
	法人税等調整額	△ 2,000	11,000
	当期純利益（当期純損失）		22,918

完成工事原価報告書

自 令和元年10月1日

至 令和2年9月30日

(会社名)

(株) 鈴木組

千円

I	材料費		350,053
II	労務費		146,272
	(うち労務外注費	2,000)	
III	外注費		515,093
IV	経費		238,771
	(うち人件費	66,610)	

完成工事原価

1,250,190

損益計算書の完成工事原価と一致する。

# 株主資本等変動計算書

自 令和 元 年 10 月 1 日  
至 令和 2 年 9 月 30 日

前期の貸借対照表の各数値と一致する。

(会社名) (株) 鈴木組

損益計算書の当期純利益(当期純損失)と一致する。(単位：千円)

	資本剰余金				株主資本				評価・換算差額等				株 新 予 約 権	純 資 産 計	
	資本 金	資本剰余金		利益 準備 金	利益剰余金			自己 株式	株主資 本合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 益	延 誤 損 益	地 土 再 評 価 差 額 金			評 価 ・ 換 算 差 額 計
		資本 準備 金	その 他 資 本 剰 余 金		資本 剰 余 金 計	任意 積 立 金	繰 上 利 益 剰 余 金								
当期首残高	40,000			5,000	25,000	18,864	48,864	△	88,864						88,864
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益															
自己株式の処分															
任意積立金の積立															
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)															
当期変動額合計															
当期末残高	40,000			5,000	30,000	32,982	67,982	△	107,982						107,982

当期の貸借対照表の純資産の部と一致する。

貸借対照表

令和2年9月30日 現在

商号又は名称 鈴木建設

資産の部

I 流動資産		千円
現金預金	11,147	
受取手形	250	
完成工事未収入金	2,927	
有価証券	400	
未成工事支出金	494	
材料貯蔵品	2,700	
その他		
貸倒引当金	△	
流動資産合計	17,917	
II 固定資産		
建物・構築物	415	
機械・運搬具	11,115	
工具器具・備品	1,559	
土地	3,082	
建設仮勘定		
破産更生債権等		
その他		
固定資産合計	16,173	
資産合計	34,090	

負債純資産合計と一致する。

負債の部

I 流動負債	
支払手形	7,425
工事未払金	724
短期借入金	2,735
未払金	
未成工事受入金	419
預り金	48
引当金	
その他	
流動負債合計	11,353

II 固定負債

長期借入金	5,626
その他	.....
固定負債合計	<u>5,626</u>
負債合計	<u><u>16,979</u></u>

純資産の部

期首資本金	前期決算の純資産合計と一致する。	14,171
事業主借勘定		471
事業主貸勘定	△	
事業主利益	損益計算書の事業主利益と一致する。	2,434
純資産合計		<u>4,903</u>
負債純資産合計	資産合計と一致する。	<u>17,111</u>
		<u><u>34,090</u></u>

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

消費税抜 ← 決算方式を記載する。

損 益 計 算 書

「直前3年の各事業年度における  
工事施工金額」(様式第三号)の合  
計と一致する。税抜、税込との差  
がある場合があります。

自 令和元年10月 1日  
至 令和2年 9月30日

商号又は名称 鈴木建設

I	完成工事高	70,832	
II	完成工事原価		
	材料費	17,636	
	労務費	15,096	
	(うち労務外注費)		
	外注費	13,610	
	経費	14,442	
	完成工事総利益 (完成工事総損失)		60,785
			10,046
III	販売費及び一般管理費		
	従業員給料手当	1,110	
	退職金	887	
	法定福利費	240	
	福利厚生費	279	
	維持修繕費	470	
	事務用品費	214	
	通信交通費	52	
	動力用水光熱費	147	
	広告宣伝費	91	
	交際費	561	
	寄付金		
	地代家賃	149	
	減価償却費	210	
	租税公課	424	
	保険料	137	
	雑 費	206	
	営業利益 (営業損失)		5,182
			4,864
IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金	209	
	その他	70	
			279

兼業を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して記載すること。

V	営業外費用		
	支払利息		
	その他	240	
	事業主利益（事業主損失）	<u>          </u>	<u>          </u>
			<u>          </u>
			<u>          </u>
			240
			<u>          </u>
			4,903

注 工事進行基準による完成工事高

貸借対照表の純資産の部の事業主利益と一致する。

工事進行基準による完成工事高が完成工事高の総額の10分の1を超える場合に記載する。



営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和32年4月1日	鈴木組 創業
	昭和35年4月1日	株式会社 鈴木組設立（資本金1,000万円）
	昭和38年4月1日	資本金の増資（資本金4,000万円）
	月 日	
	月 日	
	月 日	創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割 資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載する。
	月 日	
	月 日	
月 日		

建設業の登録及び許可の状況	昭和48年7月1日	県知事許可（般-48）第0123号（土）（と）
	昭和51年7月1日	上記許可失効
	昭和56年5月29日	県知事許可（特-56）第054321号（土）（建）（と）
	平成14年11月9日	県知事許可（般-2）第054321号 業種追加（電）
	平成18年5月29日	県知事許可（般-18）第054321号（土）（建）（と）
	平成18年5月29日	県知事許可（特-18）第054321号（電）

○これまでの許可の状況を記載する。  
 ○許可の番号及び業種が同一ならば最新の更新のみを書き、途中の更新は省略可。  
 ○新規、般特新規、業種追加、一部廃業等の状況については必ず記載する。  
 ・初許可の内容は必ず記載（許可番号、許可日、業種）する。  
 ・業種追加の履歴も記載する。  
 ・承継があった場合は、被承継人の屋号（氏名）と承継されたことを併せて記載する。  
 ・許可番号のみの引き継ぎは「○○より許可番号を引き継ぐ」とだけ記載し、前の者の内容は記載しない。  
 ・いったん失効した後で新規許可を申請する場合は、失効した旨を記載する。

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月	建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載する。 （廃棄物処理法、労働安全衛生法違反による刑罰等） 該当なければ「なし」と記載する。
	年 月	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
(株)日本政策金融公庫 和歌山支店	三菱東京UFJ銀行 和歌山支店 りそな銀行 和歌山支店	きのくに信用金庫 和歌浦支店	紀北川上農協 橋本支店

支店名まで記載する。

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。  
（例 ○○銀行○○支店）

00006

該当する番号を○で囲む。

# 変更届出書 (第一面)

下記のとおり

(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名  
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者  
 建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があったので届出をします。

不要なものを消すこと。

商号等に変更がある場合は  
変更後の商号等を記載する。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

届出者 和歌山県和歌山市小松原通1-1  
(株)鈴木組  
代表取締役 鈴木 太郎

大臣 コード

許可年月日

許可番号 3530 国土交通大臣 許可(一般) 第003996号 令和05年05月29日

法人番号 36123456789012 法人の場合、法人番号(13ケタ)を記載する。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	和歌山土木株式会社	和歌山建設株式会社	R6.9.30	
主たる営業所の所在地	和歌山市森小手穂227	和歌山市中島10-10	R6.9.30	
資本金額	10,000千円	25,000千円	R6.9.30	
役員等の氏名	取締役 歌山 二郎	—	R6.9.30	辞任
役員等の氏名	—	取締役 和 歌雄	R6.9.30	就任
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業、造園工事業	R6.9.30	〇〇営業所
営業所技術者等	建設 太郎	建設 花子	R6.9.30	〇〇営業所

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 ワカヤマケンセツ

商号又は名称 38 和歌山建設(株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39

代表者又は個人の氏名 40

主たる営業所の所在地市区町村コード 41 30201 和歌山県 和歌山市

主たる営業所の所在地 42 中島10-10

郵便番号 43 641-0006 電話番号 10 073-441-3070

資本金額又は出資総額 44 25000 (千円)

入力事項は変更事項のみ記載する。

所在地・電話番号・郵便番号の変更の場合は、○部分を必ず記載すること。

連絡照会のため、必ず記載すること。

連絡先 所属等 総務課 氏名 和歌山 次郎 電話番号 073-441-3070  
ファックス番号 073-428-1810

(第二面)

区分 項番 3  
 8 1 ( 2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止 )  
 大臣 知事 コード

許可番号 項番 3  
 8 2 国土交通大臣 許可 ( 一般 ) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日  
 知事 特 ( )

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所】  
 (主たる営業所)

・従たる営業所の業種、所在地及び名称の変更、営業所の新設及び廃止の場合に提出。  
 ・主たる営業所については、業種変更のみ第二面を使用、その他の届出の場合は提出不要。

営業しようとする建設業 8 3 ( 1. 一般 )  
 ( 2. 特定 )  
 変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ 8 4  
 3 5 10 15 20  
 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名  
 3 5 10 15 20

従たる営業所の所在地 8 6  
 23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 電話番号 10 15 20

営業しようとする建設業 8 8 ( 1. 一般 )  
 ( 2. 特定 )  
 土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清  
 3 5 10 15 20 25 30  
 変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ 8 4  
 3 5 10 15 20  
 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名  
 3 5 10 15 20

従たる営業所の所在地 8 6  
 23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 電話番号 10 15 20

営業しようとする建設業 8 8 ( 1. 一般 )  
 ( 2. 特定 )  
 土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清  
 3 5 10 15 20 25 30  
 変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 フリガナ 8 4  
 3 5 10 15 20  
 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名  
 3 5 10 15 20

従たる営業所の所在地 8 6  
 23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 電話番号 10 15 20

営業しようとする建設業 8 8 ( 1. 一般 )  
 ( 2. 特定 )  
 土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清  
 3 5 10 15 20 25 30  
 変更前

届出書

下記のとおりに、(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった (3) 営業所技術者等を削除した (4) 欠格要件に該当するに至った ので届出をします。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

一部廃業等により営業所技術者等を削除する場合(この場合は廃業届(様式第二十二号の四)も併せて提出) 但し、廃業しない業種の専任に引き続き留まる場合は営業所技術者等証明書(様式第八号)で届出

和歌山県和歌山市小松原通1-1 (株)鈴木組 代表取締役 鈴木 太郎

複数の許可がある場合、最も古いものを記載する。

許可番号 5130 国土交通大臣 知事 許可(特-05) 第003996号 許可年月日 令和05年05月29日

記 (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

氏名 52 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 13 14 16 18 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなった場合 (3) 営業所技術者等を削除した場合

氏名 53 歌山和歌 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 S 4 9 年 0 1 月 0 1 日

営業所の名称 橋本営業所 建設工事の種類 (土) (と)

当該技術者が営業所技術者等となっていた業種を略号で記載。

氏名 53 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 建設工事の種類

氏名 53 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

( )





(第2面)

<譲渡人に関する事項>

譲渡す建設業 1 9 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 2 0 ス ズ キ グ ミ

商号又は名称 2 1 (株) 鈴木組

代表者又は個人の氏名のフリガナ 2 2 ス ズ キ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 2 3 鈴木 太郎 支配人の氏名

主たる営業所の所在地 2 4 3 0 2 0 1 都道府県名 和歌山県 市区町村名 和歌山市

主たる営業所の所在地 2 5 小 松 原 通 1 - 1

郵便番号 2 6 6 4 0 - 8 5 8 5 電話番号 0 7 3 - 4 4 1 - 3 0 6 4

ファックス番号 073-428-1810

法人又は個人の別 2 7 1 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 4 0 0 0 0 (千円) 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

兼業の有無 2 8 1 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 宅地建物取引業

許可番号 2 9 3 0 大臣コード 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 0 5 第 0 0 3 9 9 6 号 令和 0 5 年 0 5 月 2 9 日

譲渡人が申請時点で受けている許可番号を記載すること。

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先 ← 連絡照会のため、必ず記載すること。

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号





### 営業所技術者等一覧表

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	モリタ イチロウ 森田 一郎	土-9、と-9 建-9	13 37
本店	オオガネ ジロウ 大金 二郎	電-7	55
橋本営業所	マツモト サブロウ 松本 三郎	建-9 電-7	20 55

様式第一号別紙二(1)又は(2)に記載した営業所の名称をすべて記載する。

営業所技術者等として担当する業種について、業種の略号とハイフンに続けて、次の分類に従い該当する数字を記載する。

営業所技術者等として担当する業種に対応する資格や実務経験等を「有資格区分」によりコードで記載する。

一般建設業の場合

- 「1」…法第7条第2号イ該当(指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験)
- 「4」…法第7条第2号ロ該当(10年以上の実務経験)
- 「7」…法第7条第2号ハ該当(国家資格者等)

特定建設業の場合

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ(2年以上の指導監督の実務経験)該当
- 「3」…法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」…法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」…法第15条第2号イ該当(国家資格者等)

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

不要なものを消すこと。

地方整備局長  
~~北海道開発局長~~  
和歌山県知事 殿

令和 ○年 ○○月 ○○日

申請者

和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2-1  
(株)佐藤組  
代表取締役 佐藤 花子

記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

# 合併認可申請書

(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

**合併後存続法人又は合併により新設される法人の所在地、名称及び代表者の職氏名を記載すること。**

**合併により建設業を行わなくなる者(被承継人)の所在地、名称及び代表者の職氏名を記載すること。**

「登記上の所在地」と「事実上の所在地」が異なる場合は、2段書きする。  
(例) (登記上の所在地) ○○○○  
(事実上の所在地) ○○○○  
なお、その他の箇所には事実上の住所のみを記載する。

令和 ○○年 ○○月 ○○日

和歌山県和歌山市湊通丁北1-2-1  
(株)佐藤組  
代表取締役 佐藤 花子  
行政書士 山田 信夫  
和歌山県和歌山市小松原通1  
(株)鈴木組 代表取締役 鈴木 太郎

職印

行政書士による代理申請の場合、記名・押印(職印)する。(委任状を添付)

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

不要なものを消すこと。 枠内は記入しない

行政庁側記入欄

大臣コード 国土交通大臣 許可(一般) 第 0000000000 号 令和 11 年 13 月 15 日

許可番号 01000000000000000000

認可申請年月日 02 令和 00 年 00 月 00 日

合併年月日 03 令和 00 年 00 月 00 日

合併理由 04 株式会社佐藤組が株式会社鈴木組を吸収合併し、同社の建設業者としての地位を承継するため。(他の記載例:グループ会社を再編するため、事業を拡大するため等)

合併の価格 05 30,000,000 円

吸収合併は合併契約で定めた効力発生の日、新設合併は合併契約で定めた新設合併設立会社の設立日を記載すること。認可申請に際しては、申請前なるべく早期に県と打ち合わせを行うことにより、申請日から合併年月日まで充分な期間を確保する。

吸収合併又は新設合併の別及び合併後建設業を引き続き行う者が明らかになるよう記載する。

合併契約書で定めた合併の対価を記載。

承継後に使用する許可番号を記載すること。(原則、合併消滅法人のもの)

大臣コード 国土交通大臣 許可(一般) 第 0000000000 号

引き続き使用する許可番号 06 30000000000000000000

<合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項> 承継後に合併後存続する法人が受けることになる許可について記載すること。

合併後に営業しようとする建設業 07 11111111111111111111111111111111 (1.一般 2.特定)

認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業 08 11111111111111111111111111111111 (1.一般)

申請時点で合併後存続する法人が受けることになる許可について記載すること。新設合併の場合は記載しない。

商号又は名称のフリガナ 09 サ ト ウ グ ミ

商号又は名称 10 (株) 佐 藤 組

代表者の氏名フリガナ 11 サ ト ウ ハ ナ コ

代表者の氏名 12 佐 藤 花 子

丁目、番地等は「-」(ハイフン)で記載。大字は記入しない。(例) 大字湯浅2355番地1→湯浅2355-1  
登記と事実上の所在地が異なる場合、「事実上の所在地」を記載する。

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード 13 30201 都道府県名 和歌山県 市区町村名 和歌山市

合併後の主たる営業所の所在地 14 湊 通 丁 北 1 - 2 - 1

郵便番号 15 640-8262 電話番号 073-441-3064

ファックス番号

法人の場合、法人番号(13ケタ)を記載する。

資本金額等 16 5000000 (千円) 法人番号 2345678901234

法人の場合に記載する。(右詰め)

合併消滅法人は複数ある場合、第2面は(17)(18)を除き、全ての合併消滅法人分を作成すること。合併消滅法人で建設業許可がない法人は作成不要。(第2面)

兼業の有無  171 (1.有) (2.無)

建設業以外に行っている営業の種類  
宅地建物取引業

建設業以外に営業している業務があれば記載する。

合併存続法人が申請時点で受けている許可番号を記載すること。

大臣知事コード

許可番号  1830 国土交通大臣許可(一般-04)第099998号 令和04年12月01日

<合併消滅法人に関する事項>

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業  19  土  建  大  左  と  石  屋  電  管  タ  鋼  筋  舗  し  ゆ  板  ガ  塗  防  内  機  絶  通  園  井  具  水  消  清  解 (1.一般) (2.特定)

合併存続法人が申請時点で受けている許可を記載すること。

商号又は名称のフリガナ  20 スズキグミ

商号又は名称  21 (株)鈴木組

代表者の氏名フリガナ  22 スズキ タロウ

代表者氏名  23 鈴木 太郎

主たる営業所所在地市区町村  24 30201 都道府県名 和歌山県 市区町村名 和歌山市

主たる営業所在地  25 小松原通1-1

郵便番号  26 640-8585 電話番号  073-441-3064

ファックス番号 \_\_\_\_\_

資本金額等  27 資本金額又は出資総額  40000 (千円) 法人番号  1234567890123

兼業の有無  281 (1.有) (2.無)

建設業以外に行っている営業の種類  
宅地建物取引業

合併消滅法人が申請時点で受けている許可番号を記載すること。

大臣知事コード

許可番号  2930 国土交通大臣許可(一般-05)第003996号 令和05年05月29日

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先  連絡照会のため、必ず記載すること。

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_



分割承継法人が複数ある場合、第2面は(17)(18)を除き、全ての分割被承継法人分を作成すること。分割で承継させる法人で建設業許可がない法人は作成不要。

(第2面)

兼業の有無  171 (1.有 2.無)

建設業以外に行っている営業の種類  
宅地建物取引業

建設業以外に営業している業務があれば記載する。

大臣コード  
知事

許可番号  1830 国土交通大臣許可(特-04)第099998号 令和04年12月01日

分割承継法人が申請時点で受けている許可番号を記載すること。

<分割被承継法人に関する事項>

認可申請時に分割被承継法人が許を受けている建設業  19111111111111111111111111111111 (1.一般 2.特定)

分割被承継法人が申請時点で受けている許可を記載すること。

商号又は名称のフリガナ  20 スズキグミ

商号又は名称  21 (株)鈴木組

代表者の氏名のフリガナ  22 スズキ タロウ

代表者の氏名  23 鈴木 太郎

主たる営業所の所在地市区町村  24 30201 都道府県名 和歌山県 市区町村名 和歌山市

主たる営業所の所在地  25 小松原通1-1

郵便番号  26 640-8585 電話番号  073-441-3064

ファックス番号 \_\_\_\_\_

資本金額等  27 資本金額又は出資総額  40000 (千円) 法人番号  1234567890123

兼業の有無  281 (1.有 2.無)

建設業以外に行っている営業の種類  
宅地建物取引業

大臣コード  
知事

許可番号  2930 国土交通大臣許可(特-05)第003996号 令和05年05月29日

分割被承継法人が申請時点で受けている許可番号を記載すること。

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先  連絡照会のため、必ず記載すること。

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届 出 書

令和 ○年 ○月 ○日

和歌山県知事 殿

和歌山市小松原通 1 - 1

(株) 鈴木組

届出者 代表取締役 鈴木 太郎

以下のとおり、国土交通大臣に  $\left\{ \begin{array}{l} \text{譲渡及び譲受け} \\ \text{合 併} \\ \text{分 割} \end{array} \right\}$  の認可の申請を行いましたので届出をします。

記

不要なものを消すこと。

1. 届出者に関する事項

名称	株式会社鈴木組
許可番号	30-099999
許可を受けている建設業	鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び解体工事業

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	届出者と同一
許可番号	
許可を受けている建設業	

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	株式会社佐藤組
許可番号	30-099998
許可を受けている建設業	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事業

(3) その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	近畿地方整備局
	申請を行った日	令和2年10月1日
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		令和2年12月1日

## 記載要領

- 1 「

議渡及び議受け
合 併
分 割

」 については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載を要しない。

記載の要領は様式第二十二号の五と同様

# 相続認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません

行政書士による代理申請の場合、記名・押印(職印)する。(委任状を添付)

「登記上の所在地」と「事実上の所在地」が異なる場合は、2段書きする。  
(例) (登記上の所在地)〇〇〇〇…  
(事実上の所在地)〇〇〇〇…  
なお、その他の箇所には事実上の住所のみを記載する。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

不要なものを消すこと。

枠内は記入しない

行政書士 山田 信夫  
和歌山県和歌山市湊通丁北1-2-1  
申請者 相続人 佐藤 花子

職印

行政庁側記入欄

大臣コード 知事

許可番号    国土交通大臣 許可(一般 ) 第      号 令和  年  月  日

認可申請年月日   令和  年  月  日

被相続人の死亡日   令和  年  月  日

戸籍謄本のとおりに記載すること。  
承継後に使用する許可番号を記載すること。(原則、被承継人のもの)  
ただし、相続人が建設業者である場合は、相続人が使用している許可番号を選択することができる。

大臣コード 知事

引き続き使用する許可番号    国土交通大臣 許可(特 ) 第       号

承継後に相続人が受ける許可を記載すること。

### <相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業                     (1.一般 2.特定)

認可申請時において相続人が許可を受けている建設業                     (1.一般 2.特定)

申請時点で相続人が受けている許可を記載すること。  
申請時点で許可を受けていない場合、空欄とすること。

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

氏名のフリガナ

氏名

被相続人との続柄   子

丁目、番地等は「-」(ハイフン)で記載。大字は記入しない。  
(例) 大字湯浅2355番地1→湯浅2355-1  
・登記と事実上の所在地が異なる場合、「事実上の所在地」を記載する。

相続後の主たる営業所の所在地 市区町村コード      都道府県名 和歌山県 市区町村名 和歌山市

相続後の主たる営業所の所在地

郵便番号

ファックス番号 \_\_\_\_\_

建設業以外に営業している業務があれば記載する。

兼業の有無   (1.有 2.無)

建設業以外に行っている営業の種類 \_\_\_\_\_

大臣コード 知事

許可番号    国土交通大臣 許可(特 ) 第       号 令和  年  月  日

申請時点で相続人が受けている許可番号を記載すること。  
申請時点で許可を受けていない場合、空欄とすること。



誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

不要なものを消すこと。

令和 ○年 ○月 ○日

申請者 和歌山県和歌山市小松原通1-1

(株)鈴木組 代表取締役 鈴木 太郎

~~地方整備局長~~  
~~北海道開発局長~~  
和歌山県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届 出 書

令和 ○年 ○月 ○日

和歌山県知事 殿

和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2-1

届出者 佐藤組 代表者 佐藤 花子

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、~~相続人~~ 被相続人に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする ~~相続人~~ 被相続人に関する事項

不要なものを消すこと。

名称	鈴木組 代表者 鈴木 太郎
許可番号	30-099999
許可を受けている建設業	鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び解体工事業

2. 届出者に関する事項

名称	佐藤組 代表者 佐藤 花子
許可番号	30-099998
許可を受けている建設業	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事業

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	近畿地方整備局
	申請を行った日	令和2年10月1日
被相続人の死亡日	令和2年12月1日	

記載要領

- 「相続人 被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。